

住み慣れた地域で暮らし続けるために

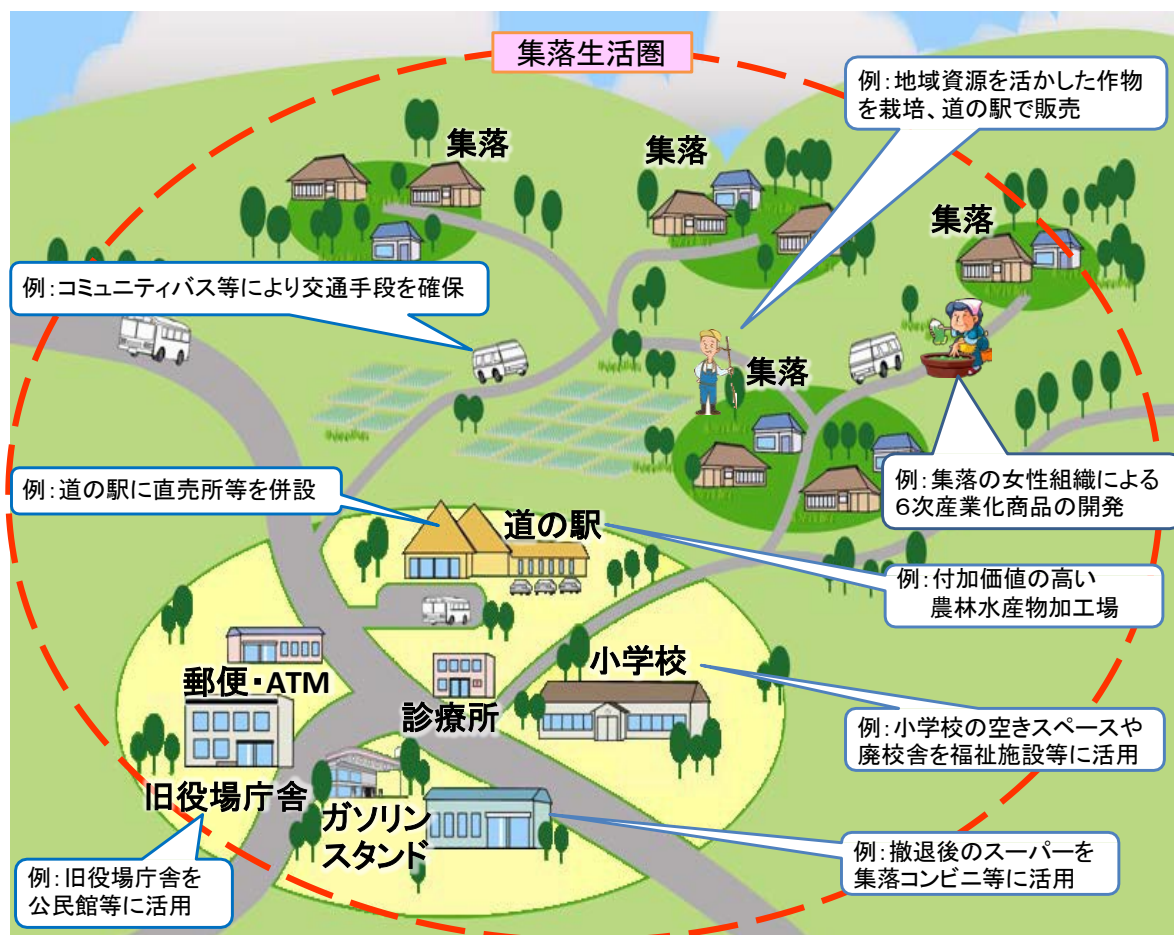
～ 地域生活を支える「小さな拠点」づくりの手引き ～

概要版

地域で暮らしつづけるために、地域で考えていきませんか？

中山間地域等の集落生活圏（複数の集落を含む生活圏）において、安心して暮らしていく上で必要な生活サービスを受け続けられる環境を維持していくために、地域住民が、自治体や事業者、各種団体と協力・役割分担をしながら、各種生活支援機能を集約・確保したり、地域の資源を活用し、しごと・収入を確保する取組を「小さな拠点」づくりといいます。

図：「小さな拠点」づくりの取組イメージ



本手引き（概要版）では、「小さな拠点」づくりの考え方や進め方、また、「小さな拠点」づくりを進めるにあたっての効果的な方法などを、全国各地で進められている事例を参考にし説明しています。「小さな拠点」づくりを進める“はじめの一步”を踏み出すために、是非ともご活用ください。

（この資料は「概要版」ですので、詳しくは、「手引き本編」をご覧ください。）

「小さな拠点」づくりを進めるにあたってのポイント

「小さな拠点」づくりのポイントは、「人材」と「組織」とによる活動と、「拠点」づくりをうまくかみ合わせながら、継続・発展させていくことにあります。

(1) 「小さな拠点」づくりに向けた地域住民による活動ステップ

ステップ1 【意識の喚起- 内発的な計画づくり】

○**地域住民による集落生活圏の将来ビジョン（地域デザイン）の策定**
・今後の地域の在り方について、地域住民が主体的に参画し、地域の将来ビジョンを盛り込んだ「地域デザイン」（今後もその集落で暮らすために必要な、自ら動くための見取り図）を策定します。

- 〔1〕 地域住民による気づき
- 〔2〕 ワークショップ等の方法による地域住民に議論の場を設ける
- 〔3〕 地域の将来ビジョン（地域デザイン）を作成する

ステップ2 【生活サービスの 維持向上】

○**地域住民が主体となった持続的な取組体制（地域運営組織）の形成**
・持続可能な地域づくりのために、「地域デザイン」に基づき、地域住民自らが主体となり、役割分担を明確にしながら、地域課題の解決に向けた取組を持続的に行うための組織（地域運営組織）を形成します。

- 〔1〕 「活動の範囲」を検討する
- 〔2〕 「活動内容」や「拠点となる場所」に適した「主体」を検討する
- 〔3〕 連携しておきたい「他の地域」や「主体」について検討する

ステップ3 【生活サービスの 維持向上】

○**日常生活に必要な機能・サービスの集約・確保、周辺集落との交通ネットワークの確保**
・以下のような日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、周辺集落とを交通ネットワークで結ぶとともに、地域住民のニーズに対応した、地域の運営組織等が提供する生活サービスの多機能化等を推進します。

生活サービスのタイプ	主な生活サービス
○買い物サービス	・食料品や日用品の商店の運営 ・ガソリンなどの燃料提供 ・買い物の代行サービス
○福祉サービス	・高齢者等の見守り、声掛け、配食サービス ・保育サービス、一時預かり ・福祉・介護施設の運営
○支えあいサービス	・雪下ろし、庭の手入れ ・防犯や防災活動 ・道路、水路、公園の美化活動 ・地域の祭りや冠婚葬祭の手伝い
○交通サービス	・コミュニティバスの運行 ・基幹集落等の診療所、病院までの地域住民の送迎

持続的な提供にあたってのポイント：サービスの複合化・人づくり・支えあい

ステップ4 【仕事・収入の確保】

○地域にあった多機能型のコミュニティビジネスの振興、地域経済の円滑な循環の促進

- ・コミュニティビジネスを振興し、小さくとも地域に合った自立的な事業を積み上げ、組織運営と事業の安定化とともに地域経済循環を促します。

産業づくり

- 農産物等の生産販売（地域固有の農作物、木材・林産物等）
- 特産品づくり、販売（農林水産物の加工品づくり、伝統食の継承）
- 交流活動（宿泊観光交流、自然体験、各種イベント）
- 店舗運営（農家レストラン、日用品販売店、SS 継承）

他の収入源の確保

- 自然エネルギーの活用（太陽光発電、小水力発電、バイオマス）
- 行政からの業務委託（道路河川等の管理、アウトソーシング）
- 福祉サービス事業等（介護サービス、移動販売、宅配サービス等）

（2）「小さな拠点」づくりを支える地域住民の暮らしの拠点形成

手引き P. 20～22

その1 【住民の活動拠点を作ろう！】

○地域の状況に応じた、多様な住民が集い、活動できる拠点の形成

- ・「小さな拠点」づくりを推進するにあたって、地域住民が活動・交流を行う拠点となる場所づくりを行います。

拠点のタイプ	拠点の特徴
○道の駅に併設して整備	・利用者が広範にわたるため、特産品販売や体験観光案内など、収益事業を展開しやすい環境にあります。また、敷地外を含めて様々な施設が立地する例も多いと考えられ、内外から多くの集客・交流が見込めます。
○遊休公共施設を活用	・小学校など、地域住民にとってなじみ深い施設であることから、“地域の拠点”として住民が最も足を運びやすく、交流しやすいと考えられます。
○空き家や空き店舗を活用	・従来、店舗や飲食店、ガソリンスタンドなどとして利用されていた場合、設備をそのままの利用できます。（営業許可などの手続は必要です。）

その2 【基幹となる集落等に各種生活サービス機能を集約しよう！】

○持続的な運営に向けた多様な機能の集約化・複合化の推進

- ・個々の生活サービス、各集落での生活サービスを各々維持するだけでなく、複数の集落が連携・役割分担して、各種生活サービス機能の集約化を図り、便利な暮らしづくりにつなげていきます。地域再生計画を策定すれば、次の支援等を受けることが可能となります。

地方公共団体が作成し、内閣総理大臣が認定した地域再生計画による支援

【1. 財政的な支援】

地方創生推進交付金については、認定を受けた地域再生計画の事業に対して交付することとなる予定です。

その他、小さな拠点の形成のための取組に係る各省補助事業を活用する場合、「計画を策定することで、採択上の配慮が受けられる事業」などがあります。

【2. 法令的な支援】

●地域再生拠点の形成

「施設整備に係る開発許可」、「農地転用許可」の特例措置が受けられます。

●貨客混載

市町村が地域再生計画を作成し認定を受けた場合に、自家用有償旅客運送者による少量貨物の運送が可能となりました。

「小さな拠点」づくりの具体事例

○手引き本編では、地域の困りごと（場面ごと）の別に、どのような取組を行っているかについて、事例を紹介していますので、参考にしてみてください。

I. 生活サービスの確保

I-1	近くに食料品や日用品を扱う商店やガソリンスタンドが無くなった場合に、地域住民で販売を続けている事例 手引き P. 24	・高知県四万十市西土佐大宮地区 ・島根県雲南市掛合町波多地区
I-2	地域に診療所やデイサービス施設、保育所などがなくなったため、地域でこれらサービスを継承・運営している事例 手引き P. 26	・愛媛県上島町 ・群馬県富岡市 ・群馬県東吾妻町大戸地区
I-3	商店や診療所、役場や郵便局などを、歩いて回れる範囲に集め、生活の利便を向上させた事例 手引き P. 28	・岡山県新見市哲西町 ・京都府南丹市美山町鶴ヶ岡地区 ・山口県山口市仁保地区
I-4	公共交通が不便な地域などで、住民向けに運送サービスを行っている事例 手引き P. 30	・広島県安芸高田市川根地区 ・岩手県北上市口内地区

II. 地域コミュニティの活力や人材活用

II-1	過疎高齢化により、個々で行っていた雪下ろしが難しくなったため、地域が連携して助け合いにより活動を維持している事例 手引き P. 32	・長野県飯山市桑名川地区 ・秋田県横手市 ・島根県飯南町谷地区
II-2	廃校を活用したり、道の駅の認定を受け、地域の拠点を形成している事例 手引き P. 34	・高知県津野町床鍋地区 ・浜松市天竜区熊地区
II-3	市町村合併等を契機として、住民を主体とした活動・サービスが行われている事例 手引き P. 36	・島根県雲南市 ・新潟県上越市安塚区 ・新潟県十日町市仙田地区
II-4	地域内に増えてきた空き家や空き施設を地域資源として活用している事例 手引き P. 38	・茨城県常陸太田市里美地区 ・広島県三次市青河町 ・徳島県美波町伊座利地区
II-5	当事者意識の醸成など、人材育成を積極的に行っている事例 手引き P. 40	・島根県雲南市 ・岩手県花巻市 ・鹿児島県鹿屋市柳谷地区
II-6	集落運営が男性や高齢者で営まれているのが多い中、若い世代や女性が積極的に地域づくり活動を行っている事例 手引き P. 42	・和歌山県古座川町 ・島根県大田市三瓶町 ・福岡県赤村
II-7	地域おこし協力隊やUJターン者が地域振興に活躍している事例 手引き P. 44	・佐賀県唐津市 ・島根県美郷町都賀・長藤地域 ・島根県海士町

III. 仕事や収入の創出、取組の継続

III-1	農林水産物や加工品の開発等により、地域の雇用・収入確保につなげている事例 手引き P. 46	・島根県雲南市吉田町 ・島根県津和野町商人地区
III-2	地域の就業環境や定住環境を整えることで、UJターンを増やしている事例 手引き P. 47	・福島県昭和村 ・島根県邑南町

（発行元） 内閣官房 デジタル田園都市国家構想推進事務局
内閣府 地方創生推進事務局
〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-39 永田町合同庁舎
TEL : 03-5510-2457 FAX : 03-3591-1974